県民健康調査甲状腺検査サポート事業実施要綱

（目的）

第１条　福島県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、事故当時おおむね18歳以下の県民を対象に県民健康調査甲状腺検査（以下「甲状腺検査」という。）を実施しているが、本事業は、甲状腺検査後の保険診療に係る診療情報の収集及び経済的負担の支援を行い、得られた情報を集計・分析し、その結果を県民に還元することにより、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る。

（事業内容）

第２条　前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

（１）対象者に係る甲状腺検査後の保険診療に係る診療情報を収集すること。

（２）収集した情報を集計・分析し、公表すること。

（３）対象者へ支援金を交付すること。

（対象者）

第３条　本事業の対象者は、甲状腺検査の対象者であって、次の各号全てに該当する者とする。ただし、他の公的制度により全額医療費の助成がなされている場合を除く。

（１）甲状腺検査を受けていること。ただし、検査を受けていないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

（２）甲状腺しこり等（結節性病変）があり、医療機関で当該病変に係る保険診療を

受けていること。

（収集する診療情報）

第４条　対象者に係る診療情報は、対象者の支援金の申請時に併せて収集するものとし、その範囲は次のとおりとする。

（１）基本情報：氏名、性別、生年月日、現住所及び事故当時の住所

（２）通　　院：受診日、結節等の大きさ及び個数、服薬の内容等

（３）入　　院：手術日、病理診断等

（診療情報の活用）

第５条　収集した情報は、将来の甲状腺がんの増加の有無等に関する科学的知見を得るためのデータとして活用する。

（支援金）

第６条　対象者が支援金の申請を行う場合は、県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金申請書（別紙様式１－１（一般用））によるものとし、併せて診療情報個人票（別紙様式２）及び同意書（別紙様式３）を添付するものとする。

２　支援金は、対象者が保険診療で自己負担として支払った額の範囲内で交付する。

３　第１項により対象者から支援金の申請があった場合には、関係書類を審査した上で交付決定し、県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金交付決定通知書（別紙様式４）により、対象者に通知する。

４　第１項の規定にかかわらず、県が｢診療情報個人票の取得に関する契約｣を締結した医療機関については、対象者は県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金申請書（別紙様式１－２（契約医療機関用））により申請することにより診療情報個人票の添付を省略することができる。この場合において、県は診療情報個人票を当該医療機関から直接取得することができる。

（個人情報の取り扱い）

第７条　第２条（２）により収集した情報を扱う場合は、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に取り扱う。

（事業の見直し）

第８条　本事業は、県民健康調査甲状腺検査の見直しに合わせ、適時見直しを行う。

（その他）

第９条　この要綱の施行に係る必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成27年7月10日から施行し、平成23年10月9日から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成30年12月12日から施行し、平成23年10月9日から適用する。

２　この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和5年4月1日から施行する。